(4) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の

□一般区域・眺望保全区域の基準（共通）

該当する景観形成基準のみ、主に配慮した内容を記入してください。

基準表Ｇ

【一般区域・眺望保全区域（共通）】

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 景観形成基準 | 主に配慮した内容 | 適合 |
| Ｇ１  集積・貯蔵の方法 | １．集積又は貯蔵の位置や規模を工夫し、道路や公園等の公共の場やビューポイントから目立ちにくくするとともに、積み上げる高さをできる限り低くするなど、整然とした集積又は貯蔵とすること。 |  | □ |
| Ｇ２  遮へい | １．行為地が公共の場から視認できる場合は、できる限り植栽又は塀等により遮へいし、周辺の景観との調和に配慮すること。 |  | □ |